

倫理委員会規程

目的)

第1条 この規程は、公益財団法人神奈川県体育協会（以下「本会」という。）理事会の議決に基づき、本会及び加盟団体は、本県のスポーツの普及振興を図っていくという高い公益性と社会性を兼ね備えた組織団体としての使命を担っていることから、その自覚と責任を持ち、スポーツの基本であるフェアプレー精神に則り、加盟団体共々、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、スポーツの振興を通して、その社会的使命を果たしていくために、公益財団法人 神奈川県体育協会定款第39条に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 本会及び本会役職員の綱紀粛正の推進に関すること。
- (2) 本会加盟団体について、本会の加盟団体規程など、関係規程の遵守及び処分に関すること。
- (3) 前2号について、周知徹底を図るとともに、必要に応じ事実確認等を行い、その結果を会長に具申すること。

(委員)

第3条 委員会に次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名

第4条 委員長は、本会定款第28条第3項に規定する会長職務代行順序第1位の副会長とし、会長が委嘱する。

2 委員は、委員長が本会役員、評議員及び学識経験者から推挙する者を、理事会に諮って、会長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は委嘱日より開始し、本会定款第30条に定める任期と同様とする。ただし、再任を妨げない。

2 学識経験者については、この限りでない。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

2 委員会は、委員総数の過半数の出席が無ければ開会することができない。

3 委員は、自己に関係ある事案についての議事に参与することができない。ただし、委員長の同意があった場合には、会議に出席し、意見を述べることができる。

- 4 委員長が必要と認めた時は、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 5 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(本規程の変更)

第7条 本規程は、本委員会において委員総数の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務担当に置く。

附 則

- 1 この規程は、平成26年6月14日から施行する。